

専決第6号

令和8年1月20日

松山市長 野志克仁

令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分について

衆議院の解散が表明されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなつたため、
地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和7年度松山市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
248,444,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出
予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		19,849,722 千円	110,614 千円	19,960,336 千円
	3 委託金	1,371,239	110,614	1,481,853
歳 入	合 計	248,334,004	110,614	248,444,618

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,928,414 千円	110,614 千円	19,039,028 千円
	4 選舉費	296,728	110,614	407,342
歳 出	合 計	248,334,004	110,614	248,444,618